

公益通報者保護法の見直しについて

平成 21 年 12 月
消費者庁企画課

1. 現状

公益通報者保護法附則第2項において、公益通報者保護法の施行(平成18年4月)後5年を目途として、同法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

また、公益通報者保護法の国会の審議において、上記の見直しの検討に当たっては一定の事項を含めるべき旨の附帯決議がなされている(別紙1)。

消費者庁設置に先立ち、内閣府国民生活局に設置された「公益通報者保護制度のあり方に関する懇談会」にて平成21年6月から8月にかけて、公益通報者保護制度の運用状況等について意見交換を行った。

2. 公益通報者保護制度の運用の現状

内閣府において実施した調査の結果は次のとおり(別紙2参照)。

公益通報者保護法等の認知状況

- 事業者の認知状況は事業者の規模・業種に応じて差異あり。
- 労働者のうち本制度を知っていると回答した者は3割弱。

通報の件数及び処理の実態

- 行政機関に対する通報の件数等は5,000件強。うち労働基準監督署に対するものが相当部分を占める。
- 内部通報制度を導入している民間事業者では、従業員数により状況が異なるものの、通報件数が10件以下のところが相当程度を占めている。

通報者による通報を支援するための体制の整備

- 企業内部で従業員等からの通報を受け付ける窓口(法律上設置は求められてはいない。)は、大規模な企業では比較的設置が進んでいるが、中小企業や市区町村ではあまり進んでいない。

上記の結果は、内閣府国民生活局が、行政機関(地方公共団体を含む1,865の行政機関)に対して実施、回収数1,692件、平成21年3月31日時点の状況を調査)、民間事業者(郵送:平成21年1月から2月に15,000社に対して調査を実施、有効回収数4,996件)及び労働者(インターネット:4,638人に対して平成21年1月に調査を実施、有効回答数3,035件)に対して行った調査によるものである。

以上

(別紙1)

公益通報者保護法案に対する附帯決議(抄)

〔平成16年5月21日〕
〔衆議院内閣委員会〕

政府は、本法施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

(中 略)

九 附則第二条の規定に基づく本法の見直しは、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。

公益通報者保護法案に対する附帯決議(抄)

〔平成16年6月11日〕
〔参議院内閣委員会〕

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

(中 略)

六 附則第二条の規定に基づく本法の見直しは、通報者の範囲、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。

公益通報者保護法の現状

1. 公益通報者保護法等の認知状況

(1) 労働者の公益通報者保護法の認知状況

		知っている	知らない
全体		28.6%	71.4%
正社員	管理職	46.8%	53.2%
	管理職以外	29.5%	70.5%
正社員 以外	派遣労働者	18.7%	81.3%
	契約社員・パート・ アルバイトなど	17.6%	82.4%

出典：平成20年度「公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査」（内閣府国民生活局）

上記中「知っている」は「よく知っている」と「ある程度知っている」を合算した数値。

上記中「正社員」には公務員を含む。

(2) 民間事業者の公益通報者保護法等の認知状況

		公益通報者保護法・ガイドラインのいずれかまたは双方を知っている	公益通報者保護法・ガイドラインのいずれも知らない
全体		65.2%	34.4%
規模	従業員数50人以下	33.2%	66.4%
	従業員数3000人超	97.0%	2.7%
業種	建設業	51.2%	48.7%
	金融・保険業	96.0%	3.6%

出典：平成20年度「民間事業者における通報処理制度の実態調査」（内閣府国民生活局）

上記中「公益通報者保護法・ガイドラインのいずれかまたは双方を知っている」とは、公益通報者保護法、公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドラインについて、「いずれも知っている」、「『公益通報者保護法』は知っている」及び「『民間事業者向けガイドライン』は知っている」との回答を合算した数値。

規模・業種はデータに特徴があるもののみを掲載

ガイドライン：公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン

2. 通報の件数等処理の実態

(1) 行政機関に対する公益通報の件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
行政機関に対する 通報件数	5,572	5,192	5,129
うち労働基準監督署 を通報先とするもの	5,213	4,775	4,703

出典：平成18年度～20年度「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」
(内閣府国民生活局)

(2) 民間事業者の通報窓口寄せられた内部通報件数

		0件	1～10件	11～30件	31～50件	50件超
全体		41.2%	42.5%	6.4%	1.4%	2.9%
従業員数	50人以下	59.0%	27.9%	-	-	-
	51～100人	68.7%	18.2%	4.0%	-	-
	101～300人	58.6%	31.9%	1.2%	0.5%	0.2%
	301～1000人	49.6%	43.2%	2.0%	0.1%	0.3%
	1001～3000人	27.9%	59.2%	8.1%	0.4%	0.8%
	3000人超	10.9%	39.4%	21.5%	7.3%	16.2%

出典：平成20年度「民間事業者における通報処理制度の実態調査」(内閣府国民生活局)

3. 通報者の通報を支援するための体制の整備

(1) 民間事業者の内部通報制度導入状況状況(規模別・業種別)

		内部通報制度を導入済	未導入(検討中を含む。)
全体		44.3%	55.4%
規模	従業員数50人以下	6.8%	92.2%
	従業員数3000人超	95.7%	4.3%
業種	建設業	24.7%	73.9%
	金融・保険業	93.1%	6.8%

出典：平成20年度「民間事業者における通報処理制度の実態調査」(内閣府国民生活局)

内部通報制度とは、企業等において、法令違反や不正行為等の発生又はそのおそれのある場合に、そのような状況を知る従業員等の通報を直接受け付け、通報に対して適切に対応する仕組みのことを意味する。

規模・業種はデータに特徴があるもののみを掲載

(2) 行政機関での職員等からの通報・相談窓口の設置状況

	窓口を設置済	未設置 (検討中・設置予定を含む。)
府省庁	100%	0%
都道府県	100%	0%
市区町村	40.1%	59.9%

出典:平成20年度「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」(内閣府国民生活局)

公益通報者保護法の概要

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護等を図る。

(1) 目的

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること

(2) 公益通報の対象

以下の事実が生じ又はまさに生じようとしている場合

個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保
その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実
別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等

(別表)

刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定めた法律（独占禁止法、道路運送車両法等）

(3) 公益通報者の保護

労働者（公務員を含む。）を以下のように保護

公益通報をしたことを理由とする解雇の無効

労働者派遣契約の解除の無効

その他の不利益な取扱い（降格、減給、派遣労働者の交代を求めること等）の禁止

(4) 通報先と保護要件

通報先に応じて保護要件を設定

事業者内部 : 1) 不正の目的でないこと

行政機関 : 1) のほか、2) 真実相当性を有すること

事業者外部 : 1) 及び2) のほか、3) 一定の要件（内部通報では証拠隠滅のおそれがあること、内部通報後20日以内に調査を行う旨の通知がないこと、人の生命・身体への危害が発生する急迫した危険があることなど）を満たすこと

(5) 通報者・事業者・行政機関の義務

公益通報者が他人の正当な利益等を害さないようにする努力義務

公益通報に対して事業者がとった是正措置等について公益通報者に通知する努力

義務

公益通報に対して行政機関が必要な調査及び適切な措置をとる義務

誤って公益通報をされた行政機関が処分権限を有する行政機関を教示する義務

(6) その他

本法は、労働基準法第18条の2（解雇権濫用の法理）の適用を妨げないこと
平成18年4月1日に施行し、施行後になされた公益通報について適用
施行後5年を目途に見直し